爬虫綱のかめ目すっぽん科のアスピデレテス・ガンゲティクス、アスピデレテス・フルム及びアスピデレテス・ニグリカンス並びに両生綱無尾目ひきがえる科のブフォ・ペリグレネス、ブフォ・スペルキリアリス及びスピノフリュノイデス(spp.)を附属書Ⅰから削る。

附属書Ⅰに掲げるのこぎりえい科（spp.）(板鰓綱のこぎりえい目のこぎりえい科）に付された注釈を削る。

動物界の爬虫綱のトカゲ亜目のやもり科キュルトダクテュルス・セルペンスィンスラ並びにかめ目のいしがめ科バタグル（spp.）及びおおあたまがめ科プラテュステルノン・メガケファルム、両生綱無尾目やどくがえる科のアルロバテス・フェモラリス、アルロバテス・ザパロ及びクリュプトフィルロバテス・アズレイヴェントリス並びに板鰓綱のこぎりえい目のこぎりえい科プリスティス・ミクロドン並びに植物界のアナナス科のティルランドスィア・カウトスキュイ、ティルランドスィア・スプレンゲリアナ及びティルランドスィア・スクレイ並びにべんけいそう科のドゥドレイア・ストロニフェラ及びドゥドレイア・トラスキアイを附属書Ⅱから削る。

動物界の哺乳綱うし目（偶蹄目）うし科ルピカプラ・ピュレナイカ・オルナタ、鳥綱きじ目きじ科テュンパヌクス・クピド・アトワテリ及び節足動物門昆虫綱ちょう目あげはちょう科パピリオ・ホスピトンを附属書Ⅰから附属書Ⅱに移す。

附属書Ⅰに掲げるヴィクグナ・ヴィクグナ（哺乳綱うし目（偶蹄目）らくだ科）に付された注釈を次のように改める。

附属書Ⅱに掲げるアルゼンチン（フフイ県及びカタマルカ県の個体群並びにフフイ県、サルタ県、カタマルカ県、ラ・リオハ県及びサン・ファン県の半ば人に管理された個体群）、チリ（プリメラ地方の個体群）、エクアドル（全ての個体群）、ペルー（全ての個体群）及びボリビア（全ての個体群）の個体群を除く。

附属書Ⅱに掲げる両生綱無尾目の「あかがえる科」を「ディクログロシダエ科」に改める。

附属書Ⅱに掲げるタクスス・クスピダータ及びこの種内に分類されるもの（植物界いちい科）に付された注9を注13に改める。

附属書Ⅰに掲げるスクレロパゲス・フォルモス（条鰭綱（魚類）オステオグロッサム目オステオグロッサム科）に付された注12を注9に改める。

附属書Ⅱに掲げるキュクラメン（spp.）(植物界さくらそう科）に付された注8を注12に改める。

附属書Ⅲに掲げるランナ・ナスス（ねずみざめ目ねずみざめ科）に付された注11を注8に改める。

附属書Ⅱに掲げるらん科(spp.)（植物界らん科）に付された注7を注11に改める。

附属書Ⅱに掲げるサボテン科（spp.）(植物界サボテン科）に付された注6を注10に改める。

附属書Ⅱに掲げるロクソドンタ・アフリカナ（哺乳綱ぞう目（長鼻目）ぞう科）に付された注5を注6に改める。

附属書Ⅱに掲げるヴィクグナ・ヴィクグナ（哺乳綱うし目（偶蹄目）らくだ科）に付された注2を注5に改め、注3を注2の次に次のように加える。

注3　エクアドルの個体群（附属書Ⅱ掲載）

生きているヴィクーニャから刈り取られた毛の国際取引及びこれらの毛を用いて作られた織物及び製品（高級手工芸品及び編物製品を含む。）の国際取引を認めることを専らの目的とする。この織物の裏側には、ヴィクーニャの管理及び保護のための協定の署名国であるこの種の分布国間で採択された標識を付けなければならない。さらに、その織端には、「ヴィクーニャ・エクアドル」という表示を付けなければならない。その他の製品には、標識及び「ヴィクーニャ・エクアドル・民芸品」という指定を含むラベルを付けなければならない。

他の全ての標本は、附属書Ⅰに掲げる種の標本とみなされ、その取引は、附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引として規制される。

附属書Ⅱに掲げるヴィクグナ・ヴィクグナ（哺乳綱うし目（偶蹄目）らくだ科）に付された注釈を次のように改める。

アルゼンチン注1（フフイ県及びカタマルカ県の個体群並びにフフイ県、サルタ県、カタマルカ県、ラ・リオハ県及びサン・ファン県の半ば人に管理された個体群）、チリ注2（プリメラ地方の個体群）、エクアドル注3（全ての個体群）、ペルー注4（全ての個体群）及びボリビア注5（全ての個体群）に限る。他の全ての個体群は附属書Ⅰに掲げる。

動物界哺乳綱ジュゴン目（海牛目）マナティー科トリケクス・セネガレンスィスを附属書Ⅱから附属書Ⅰに移す。

動物界の爬虫綱かめ目のおおあたまがめ科（spp.）、りくがめ科ゲオケロネ・プラテュノタ並びにすっぽん科のキトラ・キトラ、キトラ・ヴァンディユキ、ニルソニア・ガンゲティクス、ニルソニア・フルム及びニルソニア・ニグリカンス並びに両生綱無尾目ひきがえる科のアミエトフリュヌス・スペルキリアリス及びインキリウス・ペリグレネスを附属書Ⅰに加える。

動物界の爬虫綱のトカゲ亜目のきのぼりとかげ科サアラ（spp.）、カメレオン科のアルカイウス（spp.）、キニュオンギア（spp.）、ナドズィカンビア（spp.）及びトリオケロス（spp.）並びにやもり科のナクトゥス・セルペンスィンスラ及びナウルティヌス（spp.）、へび亜目くさりへび科トリメレスルス・マングシャネンスィス並びにかめ目のぬまがめ科のクレミュス・グタタ、エミュドイデア・ブランディンギイ及びマラクレミュス・テルラピン、いしがめ科のバタグル・ボルネオインスィス、バタグル・ドホンゴカ、バタグル・カクガ、バタグル・トリヴィタタ、キュクレミュス（spp.）、ゲオイミュダ・ヤポニカ、ゲオイミュダ・スペングレリ、ハルデルラ・トゥリュイイ、マウレミュス・ヤポニカ、マウレミュス・ニグリカンス、メラノケリュス・トリユガ、モレニア・ペテルスィ、サカリア・ベアレイ、サカリア・カドリオケルラタ及びヴィヤヤケリュス・スィルヴァティカ並びにすっぽん科のドガニア・スブプラナ、リセミュス・ケイロネンスィス、ニルソニア・フォルモサ、ニルソニア・レイティイ、パレア・ステインダクネリ、ペロディスクス・アクセナリア、ペロディスクス・マアキイ、ペロディスクス・パルヴィフォルミス及びラフェトゥス・スウィンホエイ、両生綱無尾目のアロモバティダエ科のアルロバテス・フェモラリス、アルロバテス・ホドリ、アルロバテス・ミュエルスィ、アルロバテス・ルフルス及びアルロバテス・ザパロ並びにやどくがえる科のアデルフォバテス（spp.）、アメエレガ（spp.）、アンディノバテス（spp.）、エクスキドバテス（spp.）、ヒュロクサルス・アズレイヴェントリス、ミニュオバテス（spp.）、オオファガ（spp.）及びラニトメイア（spp.）並びに板鰓綱のめじろざめ目のめじろざめ科カルカリヌス・ロンギマヌス（十八箇月後、即ち二千十四年九月十四日以降効力発生）並びにしゅもくざめ科のスフュルナ・レウィニ（十八箇月後、即ち二千十四年九月十四日以降効力発生）、スフュルナ・モカルラン（十八箇月後、即ち二千十四年九月十四日以降効力発生）及びスフュルナ・ジュガイナ（十八箇月後、即ち二千十四年九月十四日以降効力発生）、ねずみざめ目ねずみざめ科ランナ・ナスス（十八箇月後、即ち二千十四年九月十四日以降効力発生）並びにがんぎえい目いとまきえい科マンタ（spp.）(十八箇月後、即ち二千十四年九月十四日以降効力発生）並びに植物界のりゅうぜつらん科ユカ・クエレタロインスィス、うるし科オペルクリカリュア・デカリュイ、かきのき科ディオスピュロス(spp.)（マダガスカルの個体群）(#5)、まめ科のダルベルギア（spp.）(マダガスカルの個体群）(#5)、ダルベルギア・コキンキネンスィス(#5)、ダルベルギア・グラナディルロ(#6)、ダルベルギア・レトゥサ(#6)、ダルベルギア・ステヴェンソニイ(#6)及びセナ・メリディオナリス、とけいそう科のアデニア・フィリンガラヴェンスィス及びアデニア・スブセスィリフォリア、ごま科のウンカリナ・グランディディエリ及びウンカリナ・ステルルリフェラ、びゃくだん科オスュリス・ランケオラタ（ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ウガンダ及びタンザニア共和国の個体群）(#2)並びにぶどう科キュフォステンマ・ラザを附属書Ⅱに加える。

附属書Ⅲの動物界に両生綱有尾目さんしょううお科「ヒュノビウス・アムイエンスィス（中国）」を加える。

附属書Ⅱに掲げるプテロプス（spp.）(哺乳綱翼手目おおこうもり科）の注釈を次のように改める。

プテロプス・ブルネウス及び附属書Ⅰに掲げる種を除く。

附属書Ⅱに掲げるたか目（spp.）(鳥綱たか目）の注釈を次のように改める。

カラカラ・ルトサ、コンドル科に属する種（附属書Ⅰ及び附属書Ⅲに掲げるものを除く。）並びに附属書Ⅰ及び附属書Ⅲに掲げる種を除く。